

LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器 導入補助金制度のご案内

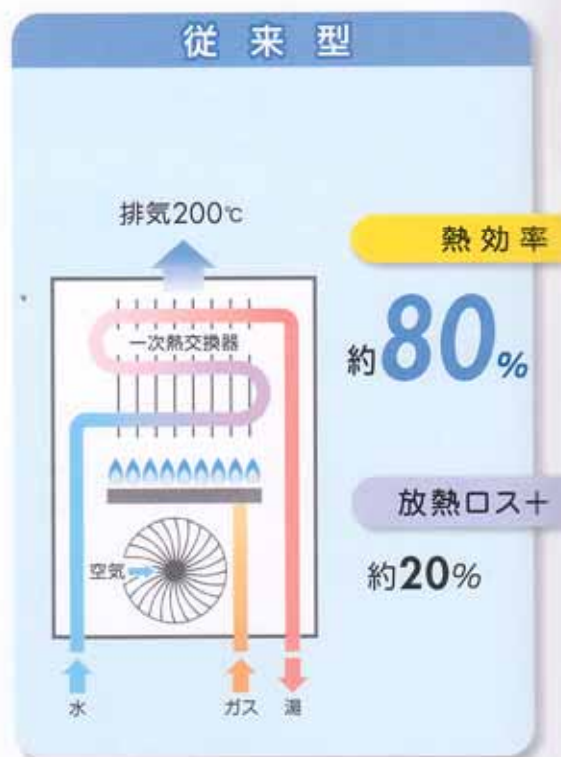


潜熱回収型給湯器の導入を支援する国の補助

我が国のエネルギー消費量の約1/4を占める民生用部門のエネルギー消費は、産業部門と比較して高い伸びを示してきており、民生用部門における抜本的な省エネルギー対策の推進が喫緊の課題となっております。

平成14年3月、地球温暖化対策推進本部が決定した地球温暖化対策推進大綱によれば、民生用の確実な省エネルギー対策の実施が明示され、その主要対策の一つとして「従来エネルギー効率の改善が進んでいなかった給湯分野について高効率給湯器の市場への円滑な導入に向けた支援の実施」が不可欠となっております。

このようなニーズにこたえるため、省エネ性に優れた潜熱回収型給湯器が開発されると共に潜熱回収型給湯器を普及促進させるため補助金制度が創設されました。環境と人に優しい高効率給湯器導入に当たり、国の補助金制度のご活用をおすすめします。



補助金交付の対象となる潜熱回収型給湯器とは…

下記基準を満たした高効率給湯器のうち、(財)エルピーガス振興センターが指定した機器であることが条件です。詳しくは「指定機器一覧表」をご参照ください。

- ・潜熱を回収するための**熱交換器**を備えていること。
- ・熱効率が**90%**以上であること。
- ・**LPガス**を使用すること。
- ・定格給湯能力が**60号**以下であること。

※補助対象給湯器とは、補助金交付対象給湯器を指定したものであり、個別給湯器の性能を保証しているものではありません。



補助金額は…

- ・機器費及び特殊工事費の補助金額は、潜熱回収型給湯器の機器分類ごとの定額です。詳しくは「補助金額表」をご参照ください。
- ・一般用申請の場合は、給湯単能器30号以上で合計37,000円、それ以外の給湯器では29,000円です。また予定枠申請の場合は、一律34,000円となります。
- ・今年度より、消費税額分の補助金はなくなりました。



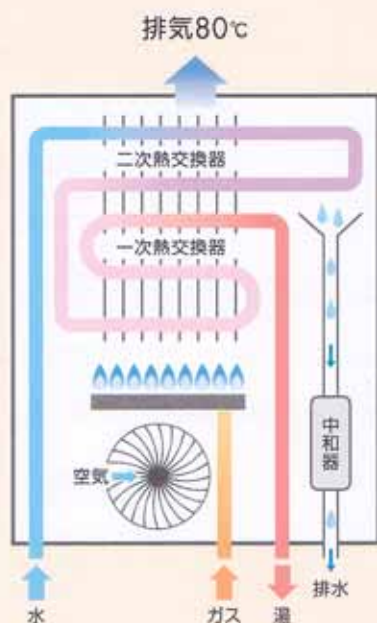
金制度のおすすめ

潜熱回収型

90%以上

燃焼排気ガス

約10%未満



補助金交付の対象となる費用とは…

「機器費」と設置工事のうち「特殊工事費」が対象になります。

- ・機器費:潜熱回収型給湯器本体の購入に要する費用を対象とします。
※リモコンなどの付帯装置に対する費用は含みません。
- ・特殊工事費:潜熱回収型給湯器設置に伴うドレン配管工事に係る工事費用を対象とします。

※給湯器を設置する工事に対する費用は含みません。但し、補助対象給湯器に対して、他の国庫補助金等を受ける場合は申請できません。

申請の方法

本制度には、申請者により

一般用申請 と **予定枠申請**

の2種類の申請方法があります。

申請は設置工事着工前(既に着工したものは申請できません)にしてください。設置工事は、当センターからの受理通知を受けてから着工してください。

一般用申請

一般用申請者

住宅及び建築物に補助対象給湯器を導入、設置する方

3ページへ

予定枠申請

予定枠申請者

販売を目的として分譲又は建売等の住宅及び建築物に補助対象給湯器を導入、設置する方

確定申請者

予定枠申請者から補助対象給湯器を購入する方

5ページへ

当センターは事前に申込書類のFAX(03-5251-3663)を受けて内容を確認させていただきます。原本の送付は、当センターからの回答を受けて速やかに行ってください。

補助金交付の手続「一般用申請」

募集期間

募集開始日	募集締切日(必着)	補助金交付申請書 (兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表) 提出締切日(必着)
平成17年 4月28日(木)	平成18年 2月10日(金)	平成18年 2月28日(火)

- ・申込は、所定の様式及び添付書面が適正であるものから先着順で受け付け、申込額が予算に達した時点で締め切ります。
- ・補助金の申込は、工事着工前に行ってください。また、設置工事は、当センターからの補助金申込受理通知書を受けてから着工してください。
(補助金申込受理通知書の発行日以前に工事を着工した場合、補助金を受けることは出来ません)
- ・補助対象給湯器に対して、他の国庫補助金等を受ける場合は申請できません。
- ・書面の提出は、「郵送」「宅配便」「当センターへの直接持参」のいずれも可能です。
- ・郵送について何らかの手違いで郵便物が当センターに届かない場合、当センターでは責任を負いかねますのでご了承ください。
(書留郵便又は配達証明付郵便を推奨します)
- ・事業が完了しましたら、速やかに(補助事業の完了の日から起算して30日以内、又は平成18年2月28日(火)のいずれか早い日まで)必要書面を提出してください。
- ・補助金交付申請がない場合や、届出なく申請内容が変更された場合には、交付決定を取り消す場合があります。

必要な提出書面

補助金申込

1. 「補助金申込書」(様式第1)
※捺印について: 個人の場合は実印とし、法人の場合は法人登録印とする
2. 「補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る見積書」の写し等
※製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳が分かるもの

補助金交付申請・ 設置工事完了報告

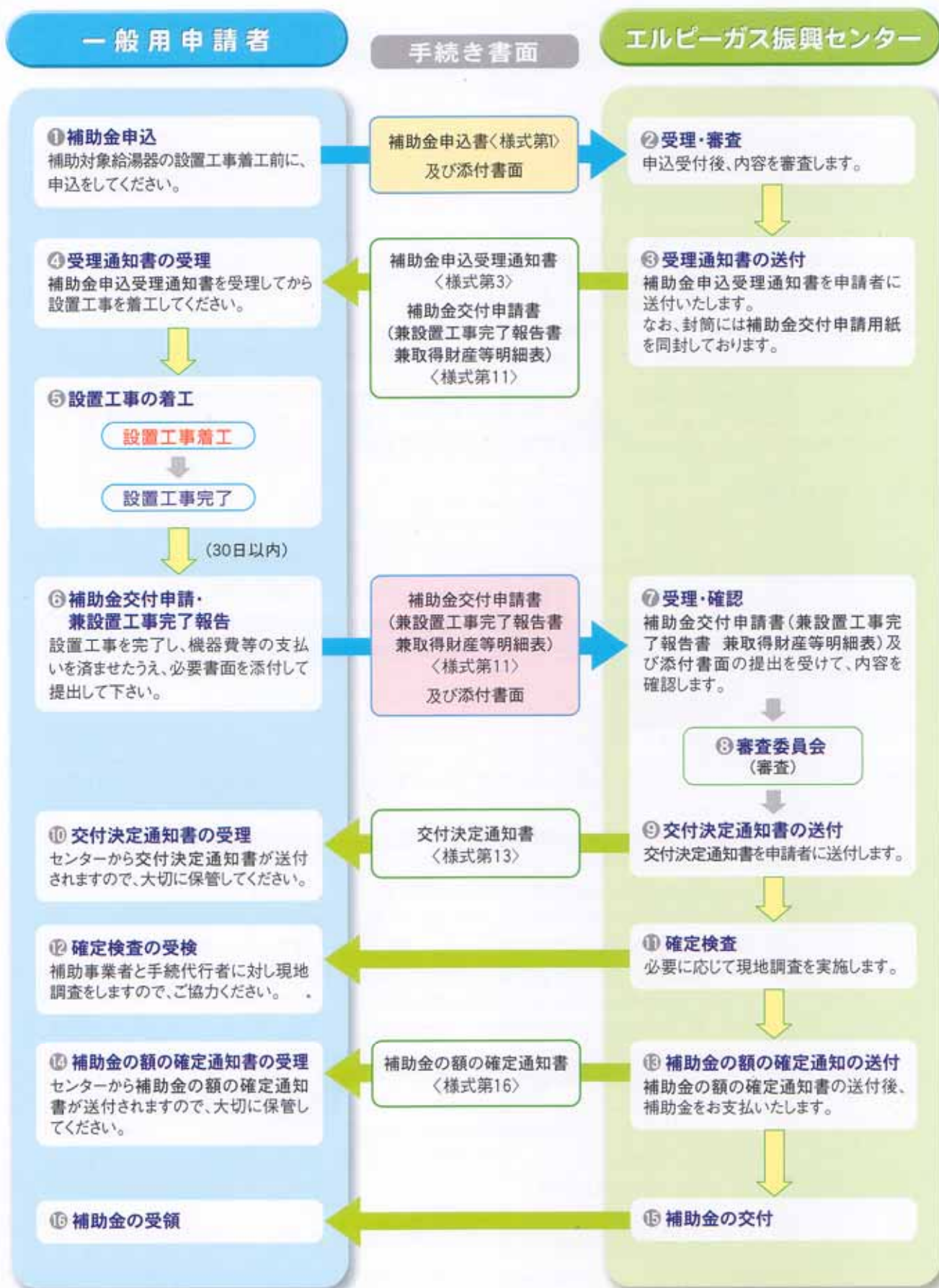
1. 「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)」(様式第11)
※捺印について: 個人の場合は実印とし、法人の場合は法人登録印とする
2. 「補助対象給湯器の設置状態を示す写真」と「その設置場所を示す設計図書」の写し
※写真と図面を照合できるようにしるしを付ける
3. 「補助対象給湯器設置工事完了証明書」
※工事完了日、製造事業者等名、機種名及び特殊工事の内訳がわかるもの
4. 「補助対象給湯器の保証書」の写し(機器名、日付等の記載があるもの)
5. 「補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る領収書」の写し
※製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳がわかるもの
6. 「印鑑証明書」
※発行日以降3ヶ月以内のもの
※記載住所が補助対象給湯器の設置場所と同一のもの
異なる場合は、給湯器を常時使用できることを証する書面等の写しを添付すること
参考例: 営業証明書、登記簿謄本、その他設置工事場所が記載されている公的証明書等
7. リースの場合
「リース契約書」の写し
「対象設備に関するリース料計算書」
「リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類」

※本申込書及び申請書に記載された個人情報、本事業の補助金交付及びそれに付帯する業務にのみ利用します。

申込書面及び各様式の入手方法

申込書面及び各様式は、当センターのホームページ <http://www.lpgc.or.jp> からダウンロードできます。

補助金交付フロー図 **一般用**



※ 申込した事業内容が変更(計画変更・遅延・取下げ等)になる場合は、速やかに当センターまでお問い合わせください。
 ※ 当センターは、事前に申込書面のFAX(03-5251-3663)を受けて内容を確認します。

補助金交付の手続「予定枠申請」

募集期間

募集開始日	募集締切日(必着)	補助金交付申請書 (兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表) 提出締切日(必着)
平成17年 4月28日(木)	平成18年 2月10日(金)	平成18年 2月28日(火)

- ・申込は、所定の様式及び添付書面が適正であるものから先着順で受け付け、申込額が予算に達した時点で締め切ります。
- ・補助金の申込は、工事着工前に行ってください。また、設置工事は、当センターからの補助金予定枠受理通知書を受けてから着工してください。
(補助金予定枠受理通知書の発行日以前に工事を着工した場合、補助金を受けることは出来ません)
- ・補助対象給湯器に対して、他の国庫補助金等を受ける場合は申請できません。
- ・書面の提出は、「郵送」「宅配便」「当センターへの直接持参」のいずれも可能です。
- ・郵送について何らかの手違いで郵便物が当センターに届かない場合、当センターでは責任を負いかねますのでご了承ください。
(書留郵便又は配達証明付郵便を推奨します)
- ・事業が完了しましたら、速やかに(補助事業の完了の日から起算して30日以内、又は平成18年2月28日(火)のいずれか早い日まで)必要書面を提出してください。
- ・補助金交付申請がない場合や、届出なく申請内容が変更された場合には、交付決定を取り消す場合があります。

必要な提出書面

補助金予定枠申込

1. 「補助金予定枠申込書」(様式第2)
※捺印について: 個人の場合は実印とし、法人の場合は法人登録印とする
2. 「補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る見積書」の写し等
※製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳が分かるもの
3. 「印鑑証明書」
※発行日以降3ヶ月以内のもの

補助金交付申請・ 設置工事完了報告

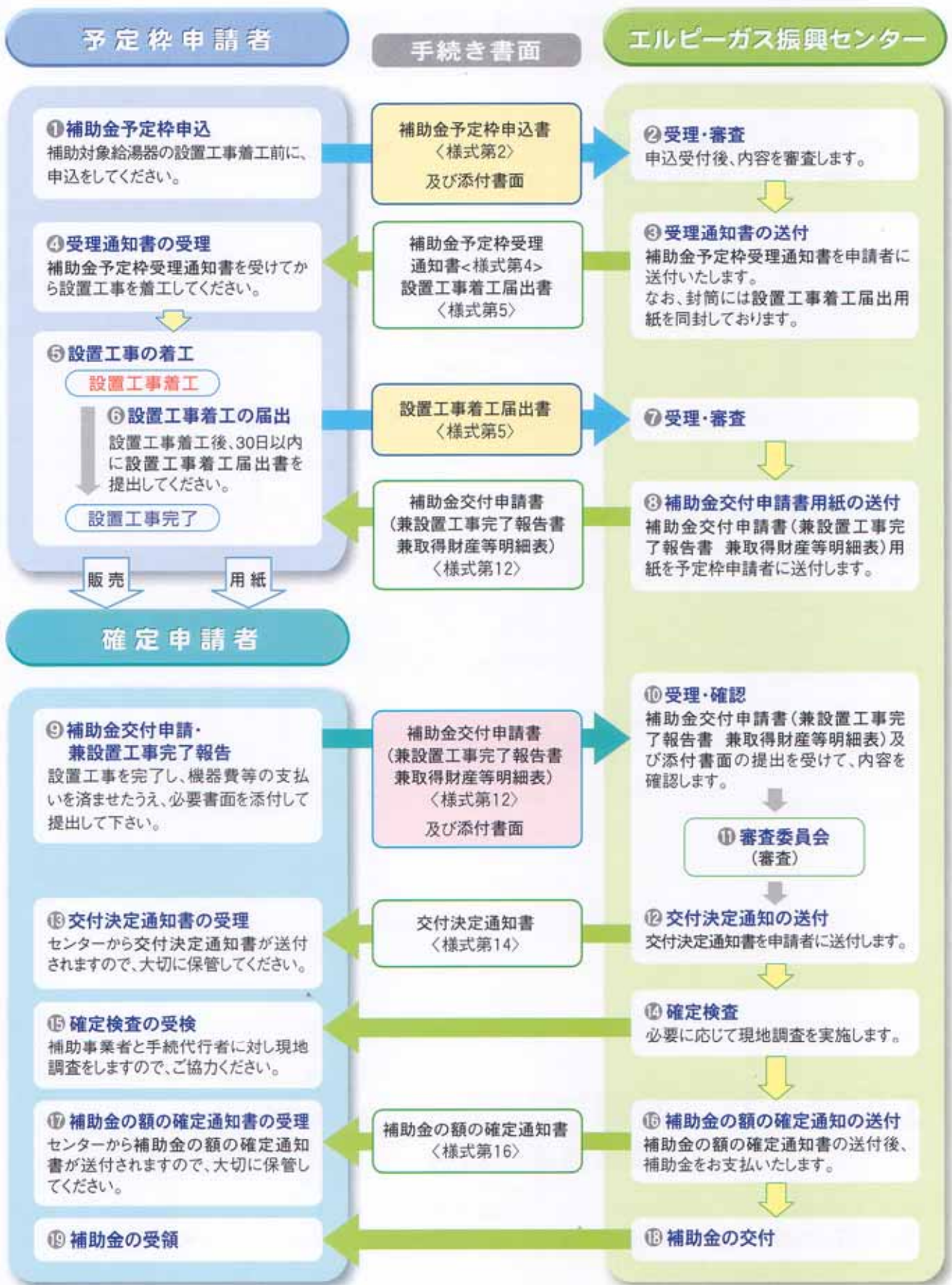
1. 「補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)」(様式第12)
※捺印について: 個人の場合は実印とし、法人の場合は法人登録印とする
2. 「補助対象給湯器の設置状態を示す写真」と「その設置場所を示す設計図書」の写し
※写真と図面を照合できるようにしるしを付ける
3. 「補助対象給湯器設置工事完了証明書」
※工事完了日、製造事業者等名、機種名及び特殊工事の内訳がわかるもの
4. 「補助対象給湯器の保証書」の写し(機器名、日付等の記載があるもの)
5. 「補助対象給湯器の機器費及び特殊工事費に係る領収書」の写し
※製造事業者等名、機種名、機器費及び特殊工事費の内訳がわかるもの
6. 「印鑑証明書」
※発行日以降3ヶ月以内のもの
※記載住所が補助対象給湯器の設置場所と同一のもの
異なる場合は、給湯器を常時使用できることを証する書面等の写しを添付すること
参考例: 営業証明書、登記簿謄本、その他設置工事場所が記載されている公的証明書等
7. リースの場合
「リース契約書」の写し
「対象設備に関するリース料計算書」
「リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類」

※本申込書及び申請書に記載された個人情報、本事業の補助金交付及びそれに付帯する業務にのみ利用します。

申込書面及び各様式の入手方法

申込書面及び各様式は、当センターのホームページ <http://www.lpgc.or.jp> からダウンロードできます。

■ 補助金交付フロー図 **予定枠**



※ 申込した事業内容が変更(計画変更・遅延・取下げ等)になる場合は、速やかに当センターまでお問い合わせください。
 ※ 当センターは、事前に申込書面のFAX(03-5251-3663)を受けて内容を確認します。

申込書面等作成支援システムについて

申込書面等作成支援システムは、「補助金申込書と見積書」、交付申請時の「添付書面（領収書、補助対象給湯器設置工事完了証明書、設計図書）」の作成を補助するシステムで、当センターのホームページからダウンロードできます。

このシステムは、エクセル形式で作られており、「入力シート」に必要項目を入力することで、補助金申込書及び添付書面（「見積書」「申込書」「工事完了証明書」「領収書」）の共通項目を一度に入力することができます。さらに、各書面の必要項目を入力することで書面が作れます。

■見積書



入力シート



■設計図書



■補助金申込書



■領収書



■設置工事完了証明書



財団法人 エルピーガス振興センター 設備助成事業室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目19番5号 虎ノ門一丁目森ビル 4F

TEL : 03-3507-0047 FAX : 03-5251-3663

ホームページ : <http://www.lpgc.or.jp>

E-mail : info@lpgc.or.jp

受付時間 : 9:00 ~ 17:30 (祝・祭日・年末年始を除く月~金)

